

平成 30 年度第 6 回立川市生涯学習推進審議会 会議録

開催日時 平成 30 年 12 月 10 日（月曜日） 午後 7 時 00 分～午後 9 時 00 分

開催場所 立川市女性総合センター（AIM）5 階第 1 学習室

出席者 [委 員] 倉持 伸江 会長 榑崎 茂彌 副会長

伊東 静一 委員 梅田 茂之 委員

榑並 隆博 委員 榑本 弘行 委員

佐藤 良子 委員 須崎 伸子 委員

竹内 英子 委員 難波 敦子 委員

林 勇希 委員 眞壁 繁樹 委員

[事務局] 生涯学習推進センター長 五十嵐 誠

同 管理係長 新藤 博

同 管理係員 鳥野 純一（記）

次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 協議事項
 - (1) 平成 30 年度第 5 回立川市生涯学習推進審議会 会議録について
 - (2) 諮問に対する答申について
4. その他

配付資料

1. 平成 30 年度第 5 回立川市生涯学習推進審議会 会議録（案）
2. 「学社一体」へ向けた取り組みにおける地域学習館のあり方について（最終答申素案修正案）
3. 素案に対するご意見（事務局によるまとめ）
4. 答申の前提となる理念及び事業等の定義

会議内容

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 協議事項

(1)平成 30 年度第 5 回立川市生涯学習推進審議会 会議録について

（事務局・管理係長）資料 1 です。事前に確認をお願いし、修正意見が 3 件ありました。

修正後の内容で承認いただけたら市ホームページで公開いたします。

（会 長）修正 3 件を反映して承認してよろしいですか。（異議なし）

(2) 諮問に対する答申について

(事務局・管理係長) 資料は2から4です。資料2は正副会長により素案修正案を作成いただきました。資料3は修正前の素案に対して各委員から寄せられたご意見をまとめたものです。資料2の素案修正案は事前に各委員に送付し、ご意見については可能な範囲でメモをご用意いただくようお願いしておりました。資料4は本来もっと早くお示しすべきものだったのですが、用語等の定義について繰り返し議論になっていることを踏まえ、「学社一体」「立川市民科」「地域学校協働本部事業」の3つを改めて示させていただきました。説明は以上です。

(会長) 前回会議での議論と、会議後にご提出いただいたご意見を踏まえて、正副会長で素案を修正しました。素案修正案に対するご意見のメモは正副会長の手持ち資料としています。資料4は、前回会議で「学社一体」や「立川市民科」について認識が定まっていなかったため、改めてまとめ直してもらったものです。

今日は、前回議論した部分は修正箇所を確認しながら進めます。「4『学社一体』へ向けて地域学習館に求められる取り組み」の「(3) 地域学習館を身近なものとするためのきっかけづくりと広報」以降は議論していないので、そこを中心に議論したいと思います。では、まず4を読み上げます。(会長による読み上げ) ここはまず「学社一体」について押さえ直しました。そして、地域学習館それぞれの状況を前提とした上で総合的な提案をする、という趣旨の前書きとしています。次に「(1) 学校と地域学習館の相互理解を深めるしくみづくり」です。(会長による読み上げ) 前回、「学社一体」は学校教育と社会教育を完全に一緒になるものではなく、それぞれの役割やニーズを理解することが必要だ、ということを確認したので、それが分かるように表現を修正しました。

(1)に続く項目は、当初3項目でしたが、議論を踏まえて2項目にしています。「①学校運営協議会委員に地域学習館運営協議会委員または職員を」です。(会長による読み上げ) ここは、地域学習館関係者が学校運営協議会の構成員になった方がよいという意見と、そこまでしなくても必要に応じて必要なときに参加した方がよいという意見の両論があったので、答申として踏み込み過ぎないように直しました。また、決めすぎると市として身動きが取れなくなるという現実を踏まえて修正しています。

続いて「②年間計画に定期的な交流の機会を位置づける」です。(会長による読み上げ) 皆さんの意見を踏まえて、年に1回でも交流する場を持ちましょう、という内容にしました。

ここまででご意見等がありますか。

(委員K) 一つだけ気になるところがあります。素案修正案1ページの下部です。文部科学省が検討している「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン(案)」で参照されている、中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(この会議の開催時点では、中間まとめ)では、地域ボランティアとの連絡調整などの事務は基本的には学校以外が担うべき業務とされている中で、教員に負担をかけるような提案を含む答申を出すというのは、市教

- 育委員会として問題ないのでしょうか。どの自治体の教育委員会でも、教員の働き方改革については政策的意思決定を行う上で重要な論点となっているはずです。
- (会長) 答申のこの部分は確かに国の方針や動向にも関連することですが、審議会として「学校関係者が地域学習館運営協議会（以下「地運協」という。）に加わる」ということを書くか書かないか、ということだと思います。前回会議の議論を踏まえて、独立した項目立てをやめるなど主張の強さを落として書いていますが、これでも言い過ぎだという場合は①の項目自体を消すのも方法の一つですし、元教員などの関係者の参加に限って記載するなど、いくつか選択肢があります。他の委員のご意見はいかがですか。
- (委員D) 学校教育における立川市民科の活動事例について先日話を伺いましたが、教員が地域に出ないと授業そのものが成り立たないような現状があると思います。文部科学省も、教員は一切地域に出るなど言おうとしているのではなく、教員が過重な負担を強いられている現状を考え直す必要があるという趣旨だろうと思います。修正するならば、教員の負担に配慮して連携をすすめるというような文言を入れればよいと思います。
- (会長) 教員負担への配慮については既に記載していますが、もう少し書き加える方がよいでしょうか。
- (委員C) そのガイドラインはまだ確定しているわけではないのですよね。
- (委員K) はい。まだ案の段階のようです。私が気になっているのは、審議会としての結論は資料2の内容でよいのですが、市としてそれで大丈夫か、ということです。
- (事務局・センター長) 素案修正案は、教職員の地運協への参加を期待する一方で、多忙さに配慮して類似する関係者にも範囲を広げた、ということですので、国の方針に逆行する内容であるとは感じませんでした。「教職員にぜひ」という内容だったとしたら、ご指摘のとおりだと思いますが、そうではないので大丈夫だという判断をしました。
- (委員B) 私も委員Dと同意見です。ガイドラインは教員に仕事を集中させるべきではないという趣旨ですが、どの仕事を切るかということは別の話です。負担軽減は重要な話ですが、一方で文部科学省は学社融合の推進を謳っています。素案修正案はちょうどよいバランスで主張していると思います。
- (会長) では、学校関係者の地運協への参加について、負担に配慮しつつ可能な範囲で関係者に関わっていただく、というニュアンスを残すという方向性でよろしいですか。(異議なし)
- 他の部分はいかがですか。
- (委員I) 先に提出したメモでは、例えば(1)の文末のように「～しなければならない」などと言い切っている部分は、「～することが求められる」というように表現を変えるのはどうかという提案をしています。その下の①の3行目ですが、「学校が持つ教育資源を地域学習館にどう活かすか」について、そもそも学校側のミッションにそういうものがあるのかという点で違和感を持ちました。そこで、「学校が持つ教育資源の内、地域学習館の活動に活かせるものがないか」に変えることを提案しました。いずれも、「学社一体」を本気で進めるのであれば元の文でもよいと

いう気はしますが、どこまで言ってよいのか、ということがあるので提案しました。基本的には皆さんの判断にお任せしようと思います。

(会長)「地域学習館が持つ教育資源を学校教育にどう活かすか」に対比させて記載していますが、現実には合わないのではないかとということで調整いただいたのだと思います。

(副会長) もっともなご意見ですね。

(委員 I)「学社一体」なのだから互惠関係にしないで、と言い切るのであれば間違った主張ではないと思ってはいます。

(会長)ただ実際はそこまでいかないのではないかと、という現実路線で考えて、ソフトなニュアンスにしたということですね。

(委員 D)改めて考えると、「地域学習館が持つ教育資源を学校教育に活かす」というのは分かりますが、「学校が持つ教育資源を地域学習館に活かす」というのは難しいですね。教員が講師となって講座を開催するということはありますが…

(委員 A)いくつかの自治体で行われていますが、例えば学校の音楽室を夜間に地域のコーラスグループに開放するとか、調理室を地域のイベントで開放するとかは実態としてあるようですね。

(委員 J)人材等に限らず、ハード面も含んでよいのですか。

(委員 A)教育資源として考えてよいと思います。体育館を貸し出している事例もありますね。

(会長)地域行事で子どもたちが合唱をしてくれたり、文化祭で作品展示をしてくれたりすることは現在でもあるので、活用事例が完全にはないわけではないと思います。

(委員 D)しかし、ハード面は、学校教育法や社会教育法で、学校教育上支障がない範囲で学校施設を社会教育のために使用することができる、という定めがあるから活用されているのだと思います。「学社一体」の場合は、ハード面だけでなくソフト面での活用を考える必要があると思います。

(委員 J)そうですね。しかしそうなるとういうことを考えているのかが具体的に分かりません。

(会長)しかし、この答申で一つ一つの事業を提案するわけにはいきませんし、それぞれ各学習館で考えてほしいことだと思います。ただ理念としては、互いが持つ学習資源を活かし合うこと自体は「学社一体」の大きな方針だと思います。これを無くすとどちらか一方がお手伝いするということになってしまい、「学社一体」の考え方からずれてしまいます。この部分は委員 I のご意見のようにしても意味はほとんど変わりませんので、修正したいと思います。(異議なし)

(委員 I)①の「地域学習館職員または地域学習館運営協議会委員が参加する、または、学校の～」の、2回目の「または」は「もしくは」にするとよいと思います。

(会長)その他にご指摘いただいている細かい表現を含めて、修正します。内容については他にありませんか。(特になし)

それでは、「(2)『立川市民科』の積極的な推進」です。前回からタイトルも変えています。(会長による読み上げ)本文中「2(2)」とあるのは、中間答申の該当項目を指しています。「学校教育における立川市民科」と「生涯学習における立

川市民科」を整理しています。本来の生涯学習の概念は、その中に学校教育や社会教育が含まれますが、今のところ便宜的にこのように分けて考えます。「生涯学習における立川市民科」は、市民向けという意味で捉えて差支えありません。学校と地域学習館という場所で分類する方が分かりやすいかもしれません。

「①『学校教育における立川市民科』を支援し、『生涯学習における立川市民科』に活かす」を読み上げます。(会長による読み上げ) この文章は、最初の段落で「立川市民科」全体について述べ、次の段落で「学校教育における立川市民科」を学習館が支援しましょうと述べ、3段落目で「生涯学習における立川市民科」を充実させるために「学校教育における立川市民科」を活用しましょう、と述べています。前回の議論を踏まえ、「生涯学習における立川市民科」で地域学習館が果たす役割が大きいのではないかと、「学校教育における立川市民科」を活かす場が地域学習館なのではないかと、という内容に修正しています。

「②『立川市民科』による学習成果の発表・交流・発信の機会の整備」です。(会長による読み上げ) 皆さんの意見を踏まえて内容を充実させています。

「③カリキュラムの開発・検討と試行」です。(会長による読み上げ)「人材バンク」を新たに作るのには意味が薄いのではないかと意見があったので、その内容は外しています。また「モデル事業」や「プログラム」という表現が「立川市民科」になじまないという指摘を踏まえて、地域特性や学ぶ人の主体性を大事にすることを盛り込みつつも、放置するのではなく試してみることが必要だという内容にしています。ここまででご意見はありますか。

(委員C) 4ページの「そこで」が連続する部分は直した方がよいと思います。

(委員E) ③の内容について、少し想像しづらい部分があります。「学校と地域学習館が協働することを目標に据えると、カリキュラムの開発とモデル事業の実施が必要になる」と断言していますが、カリキュラム開発が協働にどう繋がるのかがイメージできません。

(会長) カリキュラム開発とモデル事業の実施とは具体的に何をするのがよく分からない、ということですか。

(委員E) それがあることによって協働体制ができる、という話ですよね。その繋がりがイメージできません。

(会長) 文章の意図としては、最初の3行の内容は具体的には後半で具体的に触れている、というイメージですが、それでもやや抽象的かもしれません。

(委員E) 具体的に書けない部分があることは理解していますが、カリキュラム開発などをすることによってこのような効果が期待できる、というところが浮かびません。

(副会長) 先日、第六小学校の事例を伺いましたよね。あのようなことができるのだ、ということが広まっていけば大分変わってくるのではないかと思います。モデルを作るのは難しいのではないかとはい思いましたが、先行する事例を検討することが大事で、それは他でも行われているのではないかと思いますので、あまり違和感はありませんでした。

(委員B) 第六小学校の事例は話を伺ったのでイメージできますが、それ以上のことはまだ分からないので探っていこう、という話ですよね。

- (委員 E) 逆にそうであれば第六小学校のことに触れたらよいのではないのでしょうか。
- (会 長) ここに具体的な事例を載せるかどうかは悩んだのですが、事例を入れるとそれに寄ってしまうことも考えて、副会長と相談して載せないようにしました。
- (委員 C) 第五中学校など、他の学校でも活動が始まっているので、これから進化して学校ごとに特色のある「立川市民科」を作り上げていくという意味では、この文章の内容で違和感はありません。
- (会 長) 第六小学校の事例では、学校が主体的に取り組み、必要なところで地域にお手伝いをお願いするという感じで進めているようでした。③のイメージは、テーマを探す段階から、この地域にはどのような素材があるのか、ということを経験学習館と相談しながら見つけていくことができればよい、という考えですので、第六小学校の事例を載せてもはまらないと考えて載せないようにしました。
- (委員 B) 教員が企画を考える段階で、地域学習館の方から助けるようにすれば、教員の負担も軽減されるのではないのでしょうか。
- (会 長) そうですね。ただそのようなプロセスはあまり具体的に記載していないので、少しイメージのしづらさがあるかもしれません。
- (委員 E) この答申は市長に出した後、教育委員会でも供覧されるわけですね。そうすると、この部分は地域学習館にとって肝の話なわけですが、これを読んだ館長や地運協委員がどう動けばよいのかということを経験できるのか、という意味合いでもあります。
- (委員 I) 何をやればよいのか、というところから始めるという声掛けになればよいのではないのでしょうか。これを読んで思ったのは、今学校にいる子どもたちが「立川市民科」を学んでいて、将来的に立川市の中で何かやるようになるのと、どんどんレベルが上がってよいものを作っていくのだと思います。今イメージできないのは当たり前だがやった方がよい、という発信はすべきではないのでしょうか。
- (会 長) 新たに実施するものは模索しながらやっていくしかありません。素案修正案の後半に「人」に関する内容を記載しています。地域学習館がこれを実施しようとする際には、研修などにより補完するのも選択肢の一つです。
- 「学校教育における立川市民科」と「生涯学習における立川市民科」の部分は意味が分かるようになっていきますか。学校の成果を生涯学習の方にも活かし、循環させることで立川市全体をよりよくする、ということが分かるような図を付けようと思いましたが、文章は意味が通じますか。
- (委員 J) 図も文章もよく分かります。
- (委員 C) 私は実際に「立川市民科」に携わっているということもあり、内容はよく分かります。立川第五中学校は「立川市民科」の取り組みにより「キャリア教育に関する文部科学大臣表彰」を平成 29 年度に受賞したそうです。
- (副会長) 各学校の取り組みがもう少し広がれば、ということは感じますね。
- (委員 C) 立川第四中学校も積極的に取り組んでいるようです。
- (会 長) 発信したり、検討したり、その場を経験学習館で持ったりすることで広がったらいいなという思いで答申案を作成しました。
- 他にご意見はありますか。(特になし)

では、「(3) 地域学習館を身近なものとするためのきっかけづくりと広報」です。

(会長による読み上げ)

続いて「①子ども・保護者向け講座・イベントの実施」です。(会長による読み上げ) 既に地域学習館で色々なことが取り組まれているので、それを評価しつつ、この段階になってくると児童館の存在も大きいので、児童館を巻き込む内容にしています。

次に「②近隣地域の多様な世代に届ける広報の工夫」です。(会長による読み上げ) 前回会議で既に実施されていることについてのご意見が寄せられたので盛り込みました。ポイントは、エリアに区切った広報を行うという観点が必要ではないか、ということです。

次に「③地域学校コーディネーター・地域人材の活用」です。(会長による読み上げ) このブロックについてご意見をお願いします。

(委員D) 地域学習館の認知度が低いということですが、個人的にはかなり使われているのではないかと印象を持っています。施設の使用率の基準はないのかなという印象を持っています。低いという理由があればそれでよいのですが、「認知度をより高める」というニュアンスで記載する方がよいと思います。

(会長) 肯定的表現に改めたいと思います。内容としては特に児童・生徒や保護者について述べたいという意図があります。

(副会長) 柴崎学習館では、中高生が自習に来たりしています。「児童・生徒や保護者の利用はさらに低い」のかと言われると、疑問があります。

(会長) そこを含めて修正したいと思います。

(委員C) 地域学習館における広報はどのような方法で行っているのですか。

(委員D) 以前はありましたが、近年はどこも地域学習館も出していません。

(事務局・センター長) 以前は「みのり」という活動報告がありました。地運協委員から「復活させたらどうか」というご意見をいただいています。私としても、先日都庁で開催された「地域学校協働活動推進フォーラム 2018」に参加したのですが、施設が行っている事業カレンダーを地域や学校に配付したら利用が増えたという事例を聞きましたので、具体的に考えたいと思っています。

(会長) さっそく前向きな検討が始まっているということですので、答申も無駄にはならなさそうですね。他にありますか。

(事務局・センター長) ①の下から4行目に組織等が列挙されていますが、「地域学校コーディネーター」は「地域学校協働本部」の中にいる形ですので、記載しなくてもよいと思います。

(会長) 組織の名前を列挙しないと整合性が取れない部分でもありますので、修正します。

(委員E) 前回会議後に出された意見を踏まえて修正されていると思いますが、どこまで反映されているのですか。資料3には期限後意見と記載されたものもあります。

(事務局・管理係員) 答申素案に対するご意見は11月27日(火曜日)をいったんの締切とし、その時点でいただいていたご意見を踏まえて、正副会長により素案修正案が作成されました。締切後にいただいたご意見は、素案修正案の作成時には踏ま

えられていません。

(会 長) 期限後意見の中に、答申に反映させるべき意見があるということでしたら、具体的にご指摘をお願いします。出されたご意見すべてが素案に反映されているわけではありません。

(委員 I) 答申に反映させるべき意見があると思った方が発言すればよいと思います。

(会 長) 委員 G はいかがですか。

(委員 G) 地域学習館ごとにばらつきがあるので、それをどのように捉えるのかなという思いはあります。西砂地運協などに参加させてもらったのですが、高松地運協とこんなに違うのかと感じたこともたくさんあります。違いを前提にそれぞれで解決すればよいのかなと思いました。

(会 長) 期限後意見では、素案修正案は子どもや保護者の利用を促すということを中心に書いていますが、静かに利用したい人にとっては騒音の問題に繋がるのではないかと、ということを感じざるご意見があります。既存の利用者とうまく交流できるような関係やルール作りが必要だ、ということをご答申に盛り込むべきでしょうか。子どもの利用を促した結果、元々の利用者が減ってしまつては意味がありません。

(委員 G) 狭いスペースですし、静かに過ごすのは難しいとどこに行っても思います。両方の希望を満たすのは難しいと思います。

(会 長) 「6 『学社一体』化に向けた課題」については答申に入れるかどうかを含めてこれから議論したいと思っているのですが、そこで、そもそも「学社一体」の前に地域学習館自体の設備等を充実させるべきだ、という趣旨の記載をしています。これを入れるのだとすれば、スペースに余裕があれば様々な利用者が充実した活動ができるということにもなり、答申に反映できると思います。

(委員 D) ①ですが、最後の方に「(例えば「地域活性化事業」のような名称をつけるなど)」と記載がありますが、既に地域学習館において「地域活性化講座」と呼称して取り組んでいる事業があるため混同するのではないかと、という意見を事前に出しました。しかしここは「例えば」の話なので、改めて考えるとそのままでもよいのかなと思います。

(委員 I) その括弧書きは削除してもよいのではないのでしょうか。

(会 長) 確かに、無くても意味は通じますので、混同を防ぐため削除します。

(委員 I) 「夏期休暇」だと教員の休暇を指すため「夏休み」でよいと思います。

(会 長) ありがとうございます。修正します。他はいかがですか。

③について、地域学校コーディネーターは元々地域学習館とは関わりが薄いというご意見などを踏まえて表現をソフトにしたのですが、事務局からご意見はありますか。

(事務局・センター長) 地域学校コーディネーターの側から学校に提案できるような状況には、今はまだ至っていません。学校からの要請を受けて人材を探すというような活動が中心となっています。こうした中で、地域学校コーディネーターが人材確保のために地域学習館や地運協を頼っていただけるように取り組んでいるところです。地域学校コーディネーターが地運協委員から助言をもらっているような

状況ができてくると、地域学校コーディネーター側から学校へのアプローチも期待できると考えています。この点を踏まえると、素案修正案に記載されている内容は中長期的な目標になると思います。短期的には達成が難しいので、書き分けていただくと助かります。

(会 長) そうすると、③では「より深い関係を築く」「連携が今後不可欠になる」などの強い言い回しがあるので、表現を変更したいと思いますが、中身についてはいかがですか。これまでの議論で、地域学校コーディネーターと連携した方がよい、ということは一貫していると思いますが、「地域学校コーディネーターを地運協委員とする」、「地域学校コーディネーターと協働して事業を企画・運営する」、「地域学校コーディネーターに地域の学校での取り組みを紹介してもらう場を設ける」の3つを文中で提案しています。

(委員 I) 「立川市では、今年度すべての学校に地域学校コーディネーターが配置された。」の後に「今後、」を追加すればすべて解決するのではないのでしょうか。

(会 長) ありがとうございます。そのように修正します。他にありますか。(特になし) それでは先に進みます。「5 『学社一体』を支える人々の力量形成と学習支援ネットワークの構築」の「(1) 学校関係者」「(2) 地域学習館職員」「(3) 地域の様々な施設・団体とのネットワーク」を通して読み上げます。(会長による読み上げ) この項目は人の話です。ご意見はありますか。

(委員 E) (1) で、「地域学習館を『知る・出会う』機会を創出する」のは誰ですか。地域学習館が創出する、と考えてよいのでしょうか。

(会 長) 「学校教職員・学校運営協議会委員・PTA 役員」が主語です。

(事務局・センター長) (2) の「社会教育主事」に関する部分についてです。理想としては記載のとおりになってほしいという思いはあるのですが、立川市全体が基本的に専門職を置かない方針でやっています。社会教育主事に関しては特に厳しい状況であると理解しています。「不可欠」「喫緊の課題」と指摘していただいているのですが、この方針が変わらないかぎり、今の市には対応が難しいので、それを承知の上で強く求めていただくのかということについては、議論していただけるとありがたいです。

(委員 D) 専門職として採用するのではなく、社会教育主事有資格者を増やしていくことを考えるのも大切なことだと思います。専門職採用だと部署異動が制限されてしまいます。流動が激しい時代においては、色々な資格や専門性を持った職員があちこちにいるということが大切ではないかと思います。社会教育主事有資格者が地域学習館だけでなく他の部署にも配置されていることで、職員の活性化や施策の向上に繋がるのではないのでしょうか。市にはそこを切り替えて考えていただきたいと思います。

(会 長) どちらの方向性で行くべきでしょうか。無理を承知で専門職の配置を主張するか、専門職の形式にこだわらずに有資格者を増やしたり配置したりしてほしいと主張するか。

(委員 A) 素案修正案を読んで問題に感じたのは、社会教育主事は社会教育法で「都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く」と定められています。

す。素案修正案には「配置が不可欠である」と書かれていますが、どこに置くことが不可欠なのでしょう。相談業務に応じられる専門性を有する職員の配置が不可欠であるということであれば、私の経験上、資格を持っているだけでは専門性が高いとは言い切れない職員もたくさん見てきました。職員研修などで修練を積まないと、市民の要望の高さに応じられる職員にはなれないという実態をずっと見てきました。「専門職である社会教育主事の配置」というよりも、専門性をどう捉えるか、専門性を高めるための取り組みをどう作り出し維持するかということを確認すべきだと思います。立川市の方針として専門職の配置はしないとなれば、専門性が高い職員を作り出す取り組みが重要だ、という話になると思います。「地域学習館職員に必要な専門性とは何か」と問われると、「市民の相談に十分こたえるための傾聴する力や共感する力、市民が当事者意識を持ち自主的に取り組みを開始できるようなサポートができる力」ということになると思いますが、ここには書けないので、「専門性を高めるような取り組みを組織として位置付けることが必要だ」ということしか書けないのかなと思っていたところです。

(事務局・センター長)「育てることが大事」という意味合いにさせていただけるとありがたいです。

(委員A) 大事というか、それが前提だと思います。

(委員J) 社会福祉士や精神保健福祉士などはソーシャルワーカーが取得する資格ですから、市の様々な部署で必要だと思います。

(会 長) (2) では地域学習館職員の力量形成や専門性についてと、地域学習館職員を支える事務局の専門性についての2つのことを言っています。資格は両方にかかる話だったので、整理がうまくできていないかもしれません。地域学習館職員の力量を高めたり資格を活用したりすべきだという話の一つ。ただ「学社一体」を進めていく上では、そういう職員を育てるための統括的な職員が事務局に必要なのではないかと、ということも必要だということでした。

(委員A) そうですね。私もそれには賛成です。

(会 長) ただそれを「専門職」という言い方をするかどうかは、今のやり取りを聞いていると、統括的な立場の職員を置く、などの表現にした方がよいかもしれません。資格があまり役に立たないという話もありますが、有資格者を増やし研修を充実させるというニュアンスにする方が全体になじむかもしれません。

(委員A) どの自治体でもそうだと思うのですが、学校教育部門には指導主事を、社会教育・生涯学習部門には社会教育主事を置くと法律に定められているにもかかわらず、社会教育主事の配置にはかなりの抵抗感があるようです。修正素案には「社会教育士」のことが書いてあります。社会教育士は民間にも配置されるでしょうし、任命されていなくても個人として名乗ることができますので、抵抗感が低くなるかなという気はしています。ただ、組織としてしっかりとの方針を導き出すためには、教育委員会に社会教育主事がいるということが大事であり、私自身も随分求めてきたのですが、中々実現しませんでした。

(委員K) 社会教育主事は全国的に減っていて、配置しないのが主流のようです。社会教育士は、部局の別を問わず、幅広い分野における包括的な学習活動の支援を行え

る立場として居させられるということのできた制度ですので、自治体の側としては社会教育士の育成にシフトしたいという思いがあるのだと思います。社会教育主事については載せてもよいとは思いますが、実現性は無いに等しいと思います。専門職の知識を持つということは大事なので、啓発は重要だと思います。

(委員J) 専門職ではなく、どの人も社会教育主事と同じような力量を持った職員を置く、というようなことですね。

(会長) 資格ではなくその中身で表すようにして、実質的に力量を持った職員と、統括的な職員を置いてください、という内容に直したいと思います。

(委員K) その方がよいですね。

(委員D) しかし、専門性や資格を持った職員は、福祉など他の分野でも必要だと思います。市として育成計画を持たないとまずいのではないかと思います。これだけ「生涯学習からはじまるまちづくり」と言っているのですから、どこの窓口でも社会教育士が配置されることが大切ではないかと思います。特に生涯学習推進センターに社会教育主事が誰もいないというのは問題だと思います。全国的に任用が減っているのは人事の固定化の問題が大きいと思います。それをどうクリアするかは、知恵を出し合えば分かるのではないかと思います。

(会長) できるだけ活かしてもらえる答申にするという意味でも、(2)については、専門性を充実させることを組織的に取り組みましょう、という中身にしますが、言葉としては専門職という表現にあまりこだわらずに書き直したいと思います。最後に「6 『学社一体』化に向けた課題」について触れておきたいと思います。そもそもこの項目を残すかどうかについても議論していただきたいと思います。

(会長による読み上げ) 「学社一体」という理念について、関係者にも理解不足や誤解が見受けられ、また市民に浸透していないままに進めるのは危険ではないか、考え方をもっと啓蒙・周知する必要があるのではないか、ということについて、具体的には触れないものの検討の余地があるのではないか、ということを書いています。残す必要があるでしょうか。また、今回の諮問は「学社一体」化に向けた地域学習館のあり方についてですが、そもそも地域学習館の本来の役割や機能について、ソフト・ハードの両面で考えなければならない、ということも答申の中に置いた方がよいでしょうか。そして、「学社一体」を検討していくためには、地域学習館のあり方だけでなく、市全体の教育のあり方を検討しないといけない、ということについて言及すべきでしょうか。どれも当たり前のことなので、ここで改めて言及する必要がないという考え方もあると思います。逆に当たり前だからこそ押さえておくという意味で残すという考え方もあります。このことについてこれ以上深くは書き込めないと思いますので、載せるかどうかのご意見をお願いします。

(委員B) この項目に書かれている内容に共通するのは「『学社一体』の目的あるいは趣旨を明確にすべきではないか」ということだと思います。その意味では、この項目は最終答申のはじめに置くものではないでしょうか。

(会長) 今回、この最終答申の冒頭に「ここでの提案はあくまで総合的なものであり、実際にはそれぞれの地域学習館が置かれた地域の特性や学校や関係施設などの状

況に合わせて多様な形態を模索していく必要がある」と書きましたが、6の項目は、わざわざ最後に課題として述べるより、前提として最初に述べた方がよいのではないか、ということですね。他にはいかがですか。

(委員 J) 市民公募委員としてここに来たとき、最初は正直、話の内容がよく分からない部分もありました。なので、普通の一般市民にも分かってもらえるよう、誤解を招かないように丁寧な説明を続けていただかないといけないと思います。市民は、学校も地域学習館も自分に関係がなくなった時点で興味が無くなります。状況を良く知る委員同士なら通じる言葉も、一般市民には通じません。

(会 長) 表現を答申の他の部分と合わせた上で、前提として前段に記載する方向で修正したいと思います。

では、今後の流れを確認します。次の会議は1月21日(月曜日)です。今日の議論を踏まえて、再修正案を作成します。年内には委員の皆さんにお示ししますので、それに対するご意見があれば1月9日(水曜日)までに事務局に送ってください。集まったご意見を受けて直したものを21日の前にまた皆さんにお示した上で会議に臨みたいと思います。

4. その他